ふくいの地場産学校給食推進事業（供給体制構築のためのモデル事業）

委託業務仕様書

**１　契約業務名**

「ふくいの地場産学校給食推進事業（供給体制構築のためのモデル事業）」（以下、「本業務

という）

**２　業務の目的**

　　生産団体や流通・加工事業者等を対象に、地場産農林水産物の学校給食への供給体制構築(充実･強化)のモデルとなる取組みを実施し、学校給食における地場産食材の利用を促進することを目的とする。

**３　業務の委託期間**

　　契約締結日から令和７年３月３１日まで

**４　委託業務の内容**

　・学校給食における地場産食材の利用促進に資する次の①～④のいずれか１つ以上の事業を行うものとする。なお、実施にあたっては、取引先の調理場（学校または学校給食センター等）等と事前に綿密な調整を行い、了承を得ること。

　①新たな生産体制の構築

　　　学校給食における地場産農林水産物の利用拡大のための新たな生産・供給システムの構築に向けた推進会議の開催等を行う。

　　②新たな流通・納入体制の構築

　　　　現在の流通体制の見直しや流通事業者との連携等により、地場産食材をより安定的に供給するため、新たな流通体制を構築する。

　　③新たな加工・保存技術等の開発

　　　　地場産食材を活用した新たなメニューや加工品等の開発・利用を促進する。

　　④そのほか地場産食材の利用促進につながる取組み

　　※①～④の「新たな」とは、有機・特別栽培農産物への切替えを含む

　 ただし、有機・特別栽培米への切り替えは除く

　・事業効果を把握するため、調査やアンケートを取引先等に対し実施すること。

**５　県との協議等**

　・本業務の実施にあたり、業務全般を監督する責任者を設けること。当該責任者は、県の事業担当者と適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に行い、誠実かつ柔軟に業務を進めること。

　・受託者は、県および関係者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容をおよび連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。

　・業務の実施にあたって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡を行ったうえで、その処理にあたるものとする。

**６　実績報告書の提出**

　　受託者は、委託業務が完了したときは、すみやかに実施報告書を県に提出し、県による検査を受けなければならない。

**７　その他留意事項**

・実績に伴う対象経費の支出額が契約額を下回った場合、契約額を実績に応じ減額する。

　・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続き等については、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要となる手数料当の経費については、予算額に含むものとする。

・この事業を実施するうえで生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、受託者の責任で対処するものとする。

・受託者は、委託業務期間はもとより、委託期間終了後においても、本業務を通じて知り得た機密、個人情報等については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、第三者に漏洩することがないよう厳重に取り扱うこと。

　・本業務の目的を達成するため、必要な範囲内で追加の業務に関し協議を求める場合があ　　る。その場合は誠実かつ柔軟に対応すること。

　・契約書および本仕様書に定めのない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都　　度、県と受託者が協議して決定するものとする。